

法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)

0120-007-110 [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

みんなの人権110番(全国共通)

0570-003-110 [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

SNS(LINE)による人権相談

SNS(LINE)から、
人権相談をすることが
できます。



こどもの人権SOS-eメール

こどもの人権 SOS-eメール パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
https://www.jinken.go.jp/kodomo

こどもの人権SOSミニレター

「こどもの人権SOSミニレター」に相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れて、ポストに投函すると、最寄りの法務局に届きます(切手は不要)。法務局では、人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法(手紙・電話)で返信をします。



人権ライブラリーの御案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出しも行っています。詳細は、下記までお問い合わせください。人権ライブラリーのウェブサイトをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール:library@jinken.or.jp
ウェブサイト https://www.jinken-library.jp/
[開館時間] 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー 検索

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

法務省チャンネル 検索

https://www.youtube.com/MOJchannel

人権チャンネル 検索

https://www.youtube.com/jinkenchannel

あなたは大丈夫?
考えよう! いじめ

～一人で悩まず相談しよう～



令和4年度の学校におけるいじめの認知件数が約68万件と過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻化しています。最近のいじめは、SNSなどのインターネット上で行われることがあり、学校や親など周りから見えにくくなっています。また、ささいなきっかけから深刻ないじめへと発展するケースも少なくありません。

このDVDでは、いじめをなくすためにはどうすればよいか、周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだ時の相談窓口について、事例をもとに、学んでいく教材となっています。

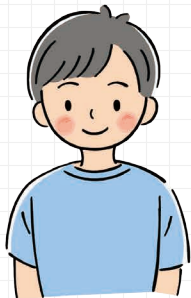


基本的な視点

- 1 いじめは重大な人権侵害であると理解する。
- 2 インターネット上のいじめ等、近年の学校におけるいじめの傾向を知る。
- 3 登場人物それぞれの気持ちを考えることを通じて、相手の立場や考えを理解することの大切さを学ぶ。
- 4 いじめによって傷つけられた心は簡単には元に戻らないということに気付く。
- 5 周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだときの相談窓口を学ぶ。

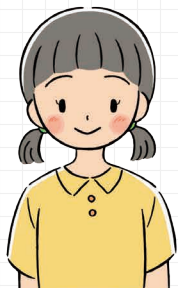
活用の手引き 目次

作品のねらい・基本的な視点	2
小学生編 登場人物	4
小学生編 あらすじ	5
小学生編 板書例	6
小学生編 ワークシート	7
小学生編 授業展開例	9
中学生編 登場人物	10
中学生編 あらすじ	11
中学生編 板書例	12
中学生編 ワークシート	13
中学生編 授業展開例	15



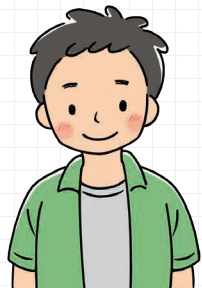
アキラ

小学5年生。誕生日にスマートフォンを買ってもらい、クラスのグループチャットに参加する。



マミ

アキラのクラスメイト。グループチャットでアキラから嫌なことをされたと誤解する。



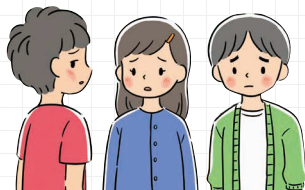
タイチ

アキラのクラスメイト。グループチャットから外されてしまう。



担任の先生

アキラのクラスの先生。



クラスの友達

スマートフォンを持っている子たちで、グループチャットを作っている。

小学生編・あらすじ

小学5年生のアキラは、誕生日に念願のスマートフォンを買ってもらい、早速クラスのグループチャットに誘われ参加することになります。



最初は楽しくやりとりをしていましたが、そのうち返事をしないタイチが、グループチャットから外されてしまいます。それを見たアキラは、もし自分も同じ目にあってしまったら…と怖くなり、スマートフォンを手放せなくなってしまいます。



そんなある日、夜遅くまでグループチャットをしていたアキラは、ウトウトしている間に、メンバーの一人のマミを傷付けるようなスタンプを誤って送信してしまったのです。

そのことでグループチャットのメンバーから責められるアキラ。アキラの言い分を誰も聞いてくれず、アキラはグループから外されてしまいます。



ショックを受けたアキラは、学校に行くのが怖くなり、休むようになってしまいます。



そんなアキラを心配したクラスメイトは、担任の先生にこれまで起こった出来事を伝え、先生が間に入って、みんなで話し合いをすることになるのです。

小学生編・板書例

1. 本日のテーマいじめについて

いじめについて考えていること

2. DVDを見て話し合おう

アキラの状況と気持ち

マミやクラスメートの気持ち

3. まとめ

SNSを使うときに気をつけること

いじめをしてはいけない理由について

いじめをなくすためにはどうしたらよいか

4. 悩んでいるなら相談しよう

しょうがくせいへん 小学生編ワークシート

しつもん
質問1

いじめについてふだん考えていることは
ありますか？

しつもん
質問2

アキラの気持ちについて考えてみよう

しつもん
質問3

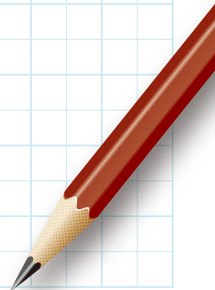
マミやクラスメートの気持ちについて
考えてみよう

しつもん
質問4

SNSを使うときに気をつけることは
何だと思いますか？

しつもん
質問5

いじめをしてはいけない理由や
いじめをなくすためには、
どうしたらいいか考えてみよう



●小学生編・授業展開例

小学生編・板書例 参加者からの意見例

1. 本日のテーマいじめについて

いじめについて考えていること

- いじめられたら嫌だ
- あまり考えたことがない

2. DVDを見て話し合おう

アキラの状況と気持ち

- 学校に行っても無視されるから怖い
- 悲しい、つらい

マミやクラスメートの気持ち

- アキラが私を傷つけるようなことをしたから無視するのは当然だ
- 自分もいじめられたくないからみんなと一緒に無視した
- アキラがかわいそうだと思うけど、注意する勇気はない

3. まとめ

SNSを使うときに気をつけること

- 文字だけでは本当の相手の気持ちが分からないこともあるので、相手の気持ちを直接確認する
- SNSは便利だけれど直接話し合うことも大切

いじめをしてはいけない理由について

- いじめは大切な人権を傷つける行為である
- いじめをされた側は心に一生忘れない深い傷を負ってしまう

いじめをなくすためにはどうしたらよいか

- 相手のことを考える気持ちをもって行動する

※上記は飽くまで板書例です。

※●印部分は参加者からの意見を想定したものです。

実際の授業では参加者から出た意見をその場で書き込んでください。

小学生編ワークシート 授業において想定される質問例について

質問2 アキラの気持ちについて考えてみよう

- アキラが学校に行けなくなったのは、どんな気持ちからだと思いますか？
- 自分がいじめを受けたアキラの立場だったら、どんな気持ちになると思いますか？

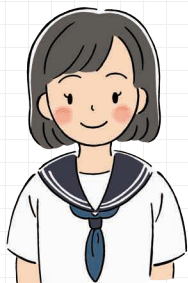
質問3 マミやクラスメートの気持ちについて考えてみよう

- マミやクラスメートは、どんな気持ちからアキラを無視したと思いますか？
- アキラが学校に行けなくなる前に、クラスメートができることはあったのでしょうか？

項目	内容	留意点
はじめに	入室～自己紹介	参加者の意識を集中させる
	質問① いじめについてふだん考えていることはありますか？	参加者の回答を板書して共有
DVD視聴	プロローグ、小学生編本編を視聴	
説明	人権とはどういうことかを説明	
話し合い①	質問②③ DVD本編を見て、それぞれの立場の気持ちを考えた上で話し合う	参加者の回答を板書して共有
話し合い②	質問④⑤ SNSを使うときに気をつけること、いじめをしてはいけない理由について等	参加者の回答を板書して共有 ※いじめは大切な人権を傷つける行為であることを学ぶ
DVD視聴	小学生編解説を視聴	
DVD視聴	エピローグを視聴	
まとめ おわりに	問題があった時にSOSを出せる連絡先の確認 人権擁護委員に相談できることやSOSミニレターについて説明	板書「悩みがあったら相談しよう」

※全体の時間や参加人数など状況に応じて変更してください。

※いじめをしてはいけない理由、問題があった時にSOSを出せる連絡先の確認については、必ず授業で取り扱ってください。



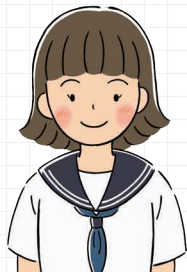
ヒマリ

中学2年生。同じクラスのユイとミカとは親友だったが、誤解から悪口をSNSで拡散され、誹謗中傷されるようになってしまう。



ユイ

ヒマリの親友の1人。ヒマリへの悪口をSNSにアップして拡散し、学校でも無視をする。



ミカ

ヒマリの親友の1人。ユイと一緒に行動するが、ヒマリへの態度はいじめだと思いはじめめる。



ハルト

ヒマリの交際相手。ヒマリがSNSで悪口を言われるようになると距離を置くようになる。



人権擁護委員

SNS人権相談でヒマリの相談相手になる。

中学生編・あらすじ

中学2年生のヒマリは、親友のユイとミカと楽しく毎日を過ごしていました。ある日、ヒマリはユイとミカに遊びに誘われますが塾があるため断ります。しかし塾に行くとその日は休み。そこで偶然会った交際相手のハルトと出かけることになり、その様子をSNSにアップします。



それを見たユイとミカは、ヒマリがハルトと遊ぶために自分たちにくそをついたと思い、ユイのSNSにヒマリへの非難の言葉を書き込みます。その書き込みは拡散され、ヒマリへの誹謗中傷が始まるようになります。

学校でも無視をされたヒマリは、生きているのがつらいと思うくらい一人で苦しむようになります。そんな時、スマートフォンで「SNS人権相談」を見つけ、人権擁護委員に自分の状況を相談したことで、法務局も間に入り、ヒマリの状況を学校に連絡してくれて、みんなで話し合うことになりました。



中学生編・板書例

1. 本日のテーマいじめについて

2. DVDを見て話し合おう

ヒマリの気持ちや状況

ユイ、ミカ及び周りのクラスメートの気持ち

3. まとめ

SNSを使うときに気をつけること

いじめをしてはいけない理由について

いじめをなくすためにはどうしたらよいか

4. 悩んでいるなら相談しよう

中学生編ワークシート

質問1

いじめについて日頃、考えていることはありますか？

質問2

ヒマリの気持ちについて考えてみよう

質問3

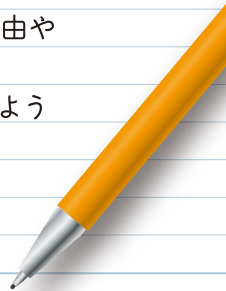
ユイ、ミカ及び周りのクラスメートの気持ちについて考えてみよう

質問4

SNSを使うときに気をつけることは何だと思いますか？

質問5

いじめをしてはいけない理由やいじめをなくすためには、どうしたらいいか考えてみよう



● 中学生編・授業展開例

中学生編・板書例 参加者からの意見例

1. 本日のテーマいじめについて

- 自分には関係のないことなのであまり考えたことがない
- 自分がいじめの被害を受けたら嫌だ

2. DVDを見て話し合おう

ヒマリの気持ちや状況

- 親友から無視されてつらい気持ち
- 学校に行くことをやめてしまう

ユイ、ミカ及び周りのクラスメートの気持ち

- ヒマリがうそをついたのが悪いので私は悪くない
- ヒマリがユイや他のクラスメートに無視されているのはいじめになるのではないかと不安な気持ち
- ヒマリがいじめられていることについて、誰かに相談したいという気持ちもあるが、自分もいじめられるかもしれないと思うと怖い

3. まとめ

SNSを使うときに気をつけること

- 投稿する前に間違った情報や他人を傷つける内容になっていないか十分に考える
- 相手の立場に立って、考えてから発信するようにする

いじめをしてはいけない理由について

- いじめは重大な人権侵害である
- いじめをされた側は心に一生忘れない深い傷を負ってしまう

いじめをなくすためにはどうしたらよいか

- 相手のことを考える気持ちをもって行動する

※上記は飽くまで板書例です。

※●印部分は参加者からの意見を想定したものです。

実際の授業では参加者から出た意見をその場で書き込んでください。

中学生編ワークシート

授業において想定される質問例について

質問2 ヒマリの気持ちについて考えてみよう

- 自分がいじめを受けたヒマリの立場だったら、どのような気持ちになり、どのような行動をとるか？

質問3 ユイ、ミカ及び周りのクラスメートの気持ちについて考えてみよう

- ユイはどんな気持ちだったか？ いじめに発展する前に何かできたことはあったらどうか？
- ミカはどんな気持ちだったか？ 何かできることがあったか？
- 周りのクラスメートにできることはあったか？

項目	内容	留意点
はじめに	入室～自己紹介	参加者の意識を集中させる
	質問① いじめとは何か。最近のいじめの傾向	参加者の回答を板書して共有
DVD視聴	プロローグ、中学生編本編を視聴	
説明	人権とはどういうことかを説明	
話し合い①	質問②③ DVD本編を見て、それぞれの立場の気持ちを考えた上で話し合う	参加者の回答を板書して共有
話し合い②	質問④⑤ SNSを使うときに気をつけること、いじめをしてはいけない理由について等	参加者の回答を板書して共有 ※いじめは重大な人権侵害であることを学ぶ
DVD視聴	中学生編解説を視聴	
DVD視聴	エピローグを視聴	
まとめ おわりに	問題があった時にSOSを出せる連絡先の確認 人権擁護委員に相談できることやSOSミニレターについて説明	板書「悩みがあったら相談しよう」

※全体の時間や参加人数など状況に応じて変更してください。

※いじめをしてはいけない理由、問題があった時にSOSを出せる連絡先の確認については、必ず授業で取り扱ってください。